

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System



取引相場のない株式の評価

判断基準の合理性

依田 孝子〔大森〕

はじめに

相続税法22条の時価とは、相続開始時の財産の客観的交換価値とされていますが、実務上は、評価通達に定められた評価方法により評価します。

その評価方法は、租税負担公平の観点から、「特別の事情」がない限り相当なものであると解されています。

今回は、取引相場のない株式の評価をする場合、特定の評価会社の判断基準に合理性があるか否かが争われた判決をご紹介します。

1 株式保有特定会社

平24・3・2東京地裁 (全部取消し)(控訴) Z888-1638

〈事案の概要〉

化粧品等の容器等の製造販売業を営むP社は、評価通達上、大会社に該当します。本件では、主に、P社が株式保有特定会社(評通189の②)に該当するかが争われました。

〈裁判所の判断〉

東京地裁では、次のとおり、P社は株式保有特定会社に該当しないと判断し、P社の株式を大会社の原則的評価方式である類似業種比準方式で評価することを相当であるとしてました。

(1) 株式保有特定会社の評価方式の合理性

資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている会社を株

式保有特定会社とし、その発行に係る取引相場のない株式の価額の評価において、純資産価額方式又はS1+S2方式という特別な評価方式(評通189-3)を用いること自体には合理性が認められる。

(2) 株式保有割合75%以上の基準の合理性

① 法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値(平成元年度7・38%、平成2年度7・88%)が、評価通達189の②の25%と比較して一見して「格段に低い」となっていたこと

からすれば、評価通達の平成2年度改正当時、企業統計が簿価であることを考慮してもなお、株式保有割合が25%以上である大会社につき、一律に、株式保有特定会社に該当するものと取扱うことは、合理性があった。

② しかし、次の(ア)～(ウ)の状況等に鑑みれば、本件相続の開始時(平成16年2月28日)においては、株式保有割合が25%以上である大会社の全てについて、一律に、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いものといえる。

(ア) 評価通達の平成2年度改正後、平成9年の独占禁止法の改正によって従来は全面的に禁止されていた特殊

会社が一部容認されることとなり、これを契機として、商法等において、持株会社や完全親子会社を創設するための株式交換等の制度の創設等といった企業の組織再編に必要な規定の整備が進められるなど、本件相続の開始時においては、評価通達の平成2年度改正がされた当時において、会社の株式保有に関する状況は大きく変化したこと

(イ) 本件相続の開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の前記営利法人の株式保有割合の数値は16・31%であり、平成元年度及び平成2年度のそのように評価通達189の②において大会社が株式保有特定会社に該当するかどうかの基準とされている25%と比較して、一見して「格段に低い」となっていたことは評価し難いこと

(ウ) 独占禁止法上、子会社の株式の取得価額の合計額に当該会社の総資産の額に超える割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされていること

③ そうすると、少なくとも本件相続の開始時を基準とする場合、評価通達189の②の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を評価し、その株式の価額を類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いものといえる。

(3) P社の株式保有特定会社該当性

相続開始時のP社の株式保有割合は、被告の主張によっても約25・9%にとどまり、前記②の動向やP社の企業としての規模や事業の実態等は、上場企業に匹敵するものであったことなどを勘案すると、P社は、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当しない。

① 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

② 評価会社の資産の大部分が土地である場合には、当該評価会社は「土地の固まり」、すなわち土地そのものであるとみなすことができ、また、しばしば、その会社の所有する土地の価格に着目して会社の身売り(株式の売買)が行われるなど租税回避行為

に利用されるという実情があることに鑑みれば、その会社の株式評価に当たって、当該会社の資産性すなわち土地保有の状況等に着目して純資産価額方式を適用するものとした評価通達の定めを不合理なものといふことはできない。

③ なお、昭和63年度における業種別の会社の土地保有割合の状況を見ると、最も高いものは「映画・娯楽業(資本金5千万円以上1億円未満)の23・7%であったことが認められ、このことと、措置法32条2項で、評価会社の保有する資産のうち占める短期保有の土地の割合が70%以上であれば、その土地の会社の株式を譲渡したとしても、これを当該会社の保有している土地の譲渡とみなして土地重課税を課すこととしている趣旨とを併せ考慮すれば、評価通達が、大会社の場合、土地等の価額が総資産の価額に占める割合が70%以上であるかどうかを土地保有特定会社に該当するかどうかの判断基準としているのは妥当である。

④ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑤ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

2 土地保有特定会社

平10・5・29東京地裁(棄却) Z232-8174
平11・3・15東京高裁(棄却) Z241-8369

〈事案の概要〉

この事案では、A社の株式を土地保有特定会社の株式として、純資産価額方式より評価すべきか、相続開始後の売買価格等により評価すべきかが争われました。

〈裁判所の判断〉

裁判所では、次のとおり、土地保有特定会社の趣旨及びその判断基準の合理性を判断した上で、A社の株式を純資産価額方式で評価した更正処分等を適法としました。

① 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

② 評価会社の資産の大部分が土地である場合には、当該評価会社は「土地の固まり」、すなわち土地そのものであるとみなすことができ、また、しばしば、その会社の所有する土地の価格に着目して会社の身売り(株式の売買)が行われるなど租税回避行為

に利用されるという実情があることに鑑みれば、その会社の株式評価に当たって、当該会社の資産性すなわち土地保有の状況等に着目して純資産価額方式を適用するものとした評価通達の定めを不合理なものといふことはできない。

③ なお、昭和63年度における業種別の会社の土地保有割合の状況を見ると、最も高いものは「映画・娯楽業(資本金5千万円以上1億円未満)の23・7%であったことが認められ、このことと、措置法32条2項で、評価会社の保有する資産のうち占める短期保有の土地の割合が70%以上であれば、その土地の会社の株式を譲渡したとしても、これを当該会社の保有している土地の譲渡とみなして土地重課税を課すこととしている趣旨とを併せ考慮すれば、評価通達が、大会社の場合、土地等の価額が総資産の価額に占める割合が70%以上であるかどうかを土地保有特定会社に該当するかどうかの判断基準としているのは妥当である。

④ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑤ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑥ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑦ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑧ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑨ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑩ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑪ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

⑫ 土地保有特定会社の株式について評価通達が純資産価額方式を採用した趣旨は、土地保有特定会社の保有する資産の大部分が土地であることから、当該会社の資産性に着目し、その保有する土地等の価値を株価に反映させることに

おわりに

平成24年3月2日東京地裁判決では、株式保有特定会社の判断基準について、株式保有割合25%以上の基準を一律に適用することの合理性が否定されました。

この判決の射程距離も気になるのですが、現在、控訴中ですので、その結果に期待したいと思います。

なお、TAINNSで検索する場合の漢字キーワードは、「株式保有特定会社」「土地保有特定会社」です。

収録内容に関するお問合せは
データベース編集部
03・5496・1416

- (左面より続く)
- 2594 税理士法人東京税経中央事務所
中央区八丁堀4丁目11番3号
金谷ビル502
- 2595-1 税理士法人香陵総合会計事務所 東京事務所
練馬区北町2丁目17番11号
- 2586 税理士法人青木会計事務所
江東区住吉1丁目13番16号

退会法人 (4月届出分)

法人番号	法人の名称	支 部	月 日
1116	税理士法人城南会計パートナーズ	大 森	1月4日

- 1680 あずさい税理士法人 上 野 1月31日
- 1131-1 税理士法人東京税経中央事務所 京 橋 3月27日
- 1131 税理士法人東京税経 江戸川北 3月27日
- 457 税理士法人日本橋経営会計事務所 日 本 橋 4月2日
- 2431-1 城南税理士法人中野支店 中 野 4月2日
- 1711-1 税理士法人けやき公盛・直井事務所支店 東 村 山 4月6日
- 2043-1 アルファ税理士法人新宿支社 新 宿 4月11日

東京税理士会会員状況

・税理士会員		・法人会員
3月末会員数	20,679名	964事務所
入会数	102名	5事務所
退会数	74名	8事務所
4月末会員数	20,707名	961事務所

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。

平成24年5月7日 第1回税理士証票交付式 新規登録者 83名

